

# 警報発表時における措置について

三重県立相可高等学校

警報が三重県内のいずれかの地域で発表された場合の措置は、次のとおりとする。

- 1 始業前に、暴風警報または特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報）が発表されている場合
  - (1) 午前6時00分現在、警報が発表されている場合  
→ 登校しなくてよい。
  - (2) ただし、警報が午前11時までに解除された場合は、解除後2時間の余裕をもって登校し、当日の授業を始める。  
→ 十分注意して登校する。  
ただし、道路・橋の決壊、浸水等により登校に危険が予想される地域の生徒、ならびに交通機関のまひ等により登校が困難な地域の生徒については、登校しなくてもよい。
  - (3) 午前11時においても警報が解除されない場合  
→ 臨時休業（休校）とする。
- 2 登校途中に、暴風警報または特別警報が発表された場合  
→ 速やかに帰宅する。
- 3 始業後に、暴風警報または特別警報が発表された場合
  - (1) 原則として、直ちに授業を中止し、生徒は速やかに帰宅する。
  - (2) ただし、気象状況や交通機関の状況から判断して、安全に帰宅することが困難な場合は、生徒は安全な場所に避難し保護者と連絡をとる。
- 4 その他の警報（大雨・洪水・波浪・高潮・暴風雪・大雪）が発表されている場合  
→ 平常どおり授業を行う。  
ただし、道路・橋の決壊、浸水等により登校に危険が予想される地域の生徒、ならびに交通機関のまひ等により登校が困難な地域の生徒については、登校しなくてもよい。

特別警報について（気象庁のホームページより）

（Q）特別警報とは何ですか？

（A）「特別警報」は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。

（Q）特別警報はどのように伝えられるのですか？

（A）特別警報は、地域住民に対して、他の警報などの防災気象情報と同様に、市町村やテレビ・ラジオなどのマスメディアを通じて伝えられます。